

現在の連携事業について

指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会（三市長会）による連携

- 市長会議・提言活動等
 - ・事務担当者会議（提言項目調整）
 - ・連携担当市長会議（全市照会前の最終調整）
 - ・会長・連携担当市長会議（提言採択）、提言活動
- 緊急提言
 - ・必要に応じて実施
- 職員勉強会
 - ・職員の能力向上、職員間の交流を目的として実施
 - ・平成30年度は「自治体におけるAI・RPAの活用」をテーマに実施
 - ・令和元年度は「自治体におけるスマートワークの取組について」をテーマとして2月初旬に実施予定

令和2年度以降の連携事業について

令和元年度末をもって、全国施行時特例市市長会が解散予定のため、来年度以降は以下のとおり連携事業を継続する。

○連携事業の継続

指定都市市長会及び中核市市長会で連携事業を継続する。

○今後の手続

連携事業の取組を担保するため、指定都市市長会及び中核市市長会の会長の連名による覚書を締結する。

連携強化に関する覚書（平成26年8月27日締結）

指定都市・中核市・特例市は、国の今後の在り方を考え、国民本位の地方制度改革を実現するため、地方自治の当事者である我々が行動する必要があるとの認識の下、基礎自治体の強化という方向で協力していくことを平成24年に確認して以来、シンポジウムや職員の勉強会の開催等、真の分権型社会の実現に向けた取組を連携して行ってきた。

地方分権改革は、義務付け・枠付けの見直しや国から地方へ、及び都道府県から基礎自治体への事務権限の移譲等、一定の進展が見られるが、地方が自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政運営を行うという目標を実現するためには、今後、更に取組を強化していかなければならない。

指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会は、真の分権型社会の実現に向け、より一層の連携強化を図るため、下記の事項について合意し、ここに覚書を締結する。

記

- 1 指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会相互の情報の共有及び交流の推進をより一層図ること。
- 2 指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会共通の課題について、国等に対して共同で意見を発出する等、その解決に向けた取組を連携して行うこと。